永平寺町狩猟免許取得補助金交付要領

　(趣　旨)

　第１条　永平寺町内における有害鳥獣捕獲活動の担い手確保のために、狩猟免許取得にかかる費用の支援を行うこととし、その交付に関しては、永平寺町補助金等交付規則（平成18年２月13日規則第38号）および永平寺町農林課所管補助金等交付要綱(令和2年4月1日告示第62号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第２条　補助対象者は、永平寺町内在住の方で、狩猟免許を取得し、ゆくゆくは有害鳥獣捕獲実施隊として、活動することを約束した方に対して助成する。

(助成措置)

第３条　永平寺町は、狩猟免許取得にかかる費用のうち、以下に記した費用について補助するものとする。

　　　・狩猟免許初心者講習会受講料

　　　・狩猟免許試験手数料

　　　・証明写真費用

(事業実施計画の提出および審査)

第４条　補助対象者は、狩猟免許取得補助金等交付申請書（様式第１号）を町長に提出するものとする。

２　町長は、補助対象者から提出のあった計画書を協議、審査し結果を通知するものとする。

(事業実績報告の提出および審査)

第５条　補助対象者は、事業が完了したら速やかに狩猟免許取得事業補助金完了実績報告書(様式第２号)および補助金交付請求書(様式第３号)を町長に提出するものとする。

２　町長は、補助対象者から提出のあった実績報告書を協議、審査し、補助金を支払うものとする。

　(その他)

第６

条　この要領に定めるもののほか、事業実施に関し必要な事項は町長が別に定める。

附則　この要領は令和２年４月１日から施行する。